

次の対象区域において、建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく認定をしましたので、同条第6項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成26年10月3日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定番号	認定年月日	対象区域
11-003	平成26年9月26日	京都市西京区榎原里ノ垣外町18番地1, 同区榎原釘貫25番地1から25番地3まで, 31番地2から31番地4まで, 49番地2から49番地4まで及び63番地並びに同区榎原岡南ノ庄4番地1から4番地7まで, 9番地1の一部, 9番地17から9番地20まで及び18番地

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし, 正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)